

平成18年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：経営局総務課

【施策名】

担い手 ^{注1} への経営支援の条件整備	政策体系上の位置付け	-
-------------------------------	------------	---

【施策の概要 <目指す姿>】

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する

【施策に関する目標】

担い手に対して、地域の特性に応じた新技術や当該技術に関する知識を効率的・効果的に普及指導することによって、高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営へ発展が図られる。

目標	効果的・効率的な普及事業 ^{注2} の推進	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
全国の普及指導センター各々が普及課題ごとに設定した目標のうち、達成率が5割以上となった目標数の割合	a . 担い手の育成に関する課題 b . 技術の普及に関する課題 (平成21年度 100%)	100%	100%	96.0% 97.7%	96.8% (A)
<目標に関する分析結果>					
全国の普及指導センターにおいて、普及課題ごとに設定した目標のうち、そのほとんどで達成率が5割以上となった要因は、 地域の特性、個々の担い手に応じた農業技術・経営のきめ細やかな普及指導活動を行ったこと 認定農業者や集落営農組織を育成するため、市町村、JA等の関係機関と連携し、重点的に技術・営農支援を行い、普及活動の効率化・高度化を図ったこと 革新的な技術の普及や地域農業のコーディネート機能を発揮するため、研修等により普及指導員の資質向上を図ったこと などが考えられる。 一方、達成率が5割未満となった課題について、その要因を分析したところ、天候不順などの外的要因がほとんどであったが、 品目横断的経営安定対策の対象となる経営体の育成等の普及目標に関しては、普及指導対象に対する制度の理解促進が不足したことや関係機関との情報共有が不足したこと 産地の競争力強化、所得向上のための新品種、新技術の導入等の目標に関しては、経営上のメリット等の理解を得られなかつたこと 等がその要因に挙げられる。					

<改善・見直しの方向性>

高度な技術と高い経営能力を身につけた農業経営へ発展させるため、品目横断的経営安定対策等の農政施策や現場ニーズに応じた新技術等の普及活動を推進していく必要がある。
このため、これまでの普及課題に加え、
集落営農組織に対する法人化等への支援
農業者の有する知的財産^{注3}の発掘、保護・活用、有機農業の推進
等の新たな農政課題にも対応する普及指導員の資質の向上等を図るとともに、関係機関と連携して現場の理解促進を図りながら、普及事業の更なる高度化・重点化・効率化を推進することとする。

農協系統組織への国の指導・助言の強化によって、営農指導の強化、生産資材のコスト引き下げなど、農協系統組織の果たすべき役割の充実が図られ、担い手を中心とした農業者の経営発展が図られる。

目標	農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
a . 組合員に充分なメリットを還元する事業運営の推進 ・ 生産資材コストが現状より低下すること				・ 生産資材コストチャレンジプランの重点10項目のうち5項目で	有効性の向上が必要である

		目標達成
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農指導機能が現状より強化されること 	
b . 農協合併の促進及び組織運営体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併構想の早期実現と経営管理体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な資格認証試験制度導入都道府県農業協同組合中央会数が22箇所と対前年同
c . 信用事業の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率4%（農林中央金庫は8%）以上を確保すること ・ 破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合農協数が865から832に減少 ・ 経営管理委員会制度を導入した農協数（集計中） <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性理事参画の農協が368から405へ増加（参考データ）
d . 共済事業の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払余力比率200%以上を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期是正措置の発動事例なし ・ 破たん事例なし ・ 早期是正措置の発動事例なし

<目標に関する分析結果>

農業協同組合系統組織（以下「農協系統組織」）については、次のaからdまでの取組が推進され、農協系統組織の改革が促進されてきているが、取組の中には、目標の達成に至らなかった項目もあることから、施策について有効性の向上が必要であると考えられる。

- a 組合員にメリットを還元する事業運営の推進については、生産資材のコスト引き下げや営農指導の強化が継続して実施されているものの、いずれも目標の達成には至らなかった
- b 農協合併の促進及び組織運営体制整備については、経営の効率化と経営基盤の強化・効率化のため、18年度においても合併が促進されるとともに、農協経営における女性理事の参画が促進された
- c 信用事業の健全性の確保については、自己資本比率が確保され、結果として、早期是正措置を発動されなかった
- d 共済事業の健全性の確保については、支払余力比率が確保され、結果として、早期是正措置を発動されなかった

農協系統組織における経済事業の全国組織である全国農業協同組合連合会（以下「全農」）においては、農林水産省から発出された業務改善命令に基づき17年12月に改善計画を策定し、抜本的な事業改革に取り組んでいるところであり、その進捗状況については、省内に設置した経済事業改革チーム（座長：副大臣）において定期的に監視・指導を行っている。また、全国農業協同組合中央会等による農協系統組織の経済事業改革の指導など、農協系統組織自らが行う経済事業改革を推進しているところである。

<改善・見直しの方向性>

農協系統組織が、食料・農業・農村基本法の実現に向け、その役割を果たすためには、農家組合員に選択される組織となることが必要である。

このため、引き続き、

地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築

農林中央金庫の定める「系統信用事業の再編と強化にかかる基本方針」（14年1月）に基づく農協系統金融システムの構築

農業協同組合中央会による監査体制の充実、農協の経営情報の一層の開示などの改革等を推進する必要がある。

特に、全農を含む農協系統の改革への取組については、業務改善命令に基づき、全農が作成した「改善計画」の進捗状況の定期的な把握及び指導等を行うなど、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を、引き続き、促進することとする。

災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティーネットとしての農業災害補償制度の適切な運用が図られることによって、担い手が被災した場合の経営の安定が図られる。

目標	被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用		
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>
災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること			標準処理期間内（30日）に99.5%を処理

<目標に関する分析結果>

18年度の農業共済金の全事務処理件数215件のうち214件（99.5%）について、標準処理期間内（30日）に処理し、共済金を早期に支払うことができたことから、達成状況は概ね有効である。

これは、共済金の早期支払に対する要望に応えるべく、適切かつ迅速な損害評価の実施及び農業共済金の早期支払体制の確立など農業災害補償制度の適切な運営について、農業共済団体等が一丸となった取組を行った結果によるものと考えられる。

しかしながら、損害評価のうち、検見（目視）によりすべての被害耕地ごとに行う組合等の全筆調査は、農家等からなる損害評価員の協力を得て行っているが、収穫前の短時間に集中するため多大な労力がかかるほか、農家の高齢化等が進展する中、今後、損害評価員の確保が困難になっていくことが見込まれるなどの課題がある。

<改善・見直しの方向性>

引き続き、被災農家の経営安定を図るために、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止し、セーフティーネットとしての農業災害補償制度の適切な運用を図ることとする。

また、適切かつ迅速な損害評価及び農業共済金の早期支払の観点から、将来の損害評価体制の検討を行うとともに、担い手が農業生産の相当部分を担う有望ましい農業構造の確立に資するため有効なものとなっているかどうかという点も考慮しつつ、農業災害補償制度の一層の適切な運営を推進することとする。

【施策に関する評価結果】

農業従事者の減少・高齢化など、農業の生産構造のせい弱化が進行する中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、強靭な農業構造を構築することが最も重要である。

このため、担い手の育成・確保を図るため、新技術等の普及指導、農協系統組織による営農指導の強化や生産資材のコスト引き下げ、農業災害発生における損失の合理的補填等担い手の経営を支援する各種条件を整備する必要がある。

このような中で、効果的・効率的な普及事業の推進については、全国の普及指導センター各々が普及課題ごとに設定した目標のほとんどで達成率が5割以上と目標を達成し、施策は有効であると考えられることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、新たな農政課題にも対応する普及指導員の資質の向上等を推進する必要がある。

農協系統組織の適切な運営に対する指導・助言については、組合員にメリットを還元する事業運営の推進、農協合併の促進及び組織運営体制整備、信用事業並びに共済事業の健全性の確保が図られているが、取組の中には、目標の達成に至らなかった項目もあることから、施策について有効性の向上が必要である。そのため、より一層、適切な指導・助言を行うことにより、経済事業改革を中心とした農協系統組織の改革を促進する必要がある。

被災農家の経営の安定を図るために農業災害補償制度の適切な運用については、災害発生時において、早期に農業共済金の支払いができるようになり、目標の達成状況は概ね有効であることから、引き続き適切な運用を図るとともに、今後、適切かつ迅速な損害評価及び農業共済金の早期支払の観点から、将来の損害評価体制の検討を行う必要がある。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び食料・農業・農村基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
第166回国会内閣総理大臣 施政方針演説	H19.1.26	地域の主要な産業である農業は、新世紀の戦略産業として、大きな可能性を秘めています。意欲と能力のある担い手への施策の集中化・重点化を図ります。
第164回国会内閣総理大臣 施政方針演説	H18.1.20	模倣品・海賊版の取締強化や特許審査の迅速化など、知的財産を創造し、保護・活用するための基盤を整備します。
食料・農業・農村基本計画	H17.3.25	第3の2の(1)のア 担い手の明確化と支援の集中化・重点化 第3の2の(4)のウ 農業災害による損失の補てん 第3の2の(6)のア 生産現場のニーズに直結した新技术の開発・普及 第3の2の(6)のウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

評価結果は概ね妥当であるものの、今後の普及事業については、担い手が新農政2007等新たな農政課題に対応して経営発展するため、生産性・品質のより一層の向上に資する農業技術の普及とともに、集落営農の組織化・法人化や販売戦略等の経営に対する指導を重点的に行う必要がある。また、知的財産やGAP等の新たな課題にも対応することができるよう、普及指導員の資質の向上や関係機関との連携強化を図りつつ、さらなる普及事業の効率的実施に努める必要がある。

農協改革については、経済事業改革が残された課題であり、生産資材価格や流通コストの低減等を確実に実行し、改革の成果が生産者とりわけ担い手に還元されるよう、取組の徹底を図る必要がある。また、農協等の活動に関し不公正な取引が行われないよう、公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等を踏まえ、農協等への指導を実施する必要がある。

【政策評価会委員の意見】

- 農業共済の事務費は、効率化を進めていることは理解したが、それでもまだ民間と10%近く開きがあるので、より見直しを進め、その分を農業者に還元できるようにするべきである。（長谷川委員）

1 データ、資料等

目標 効果的・効率的な普及事業の推進

<目標設定の考え方>

地域の特性に応じた農業に関する技術の普及や農業者の農業技術及び経営管理能力の向上等を通じた担い手の育成は、普及事業の基本的な課題であり、また、これらは、「食料・農業・農村基本計画」においても、普及事業が貢献すべき分野として位置付けられている。

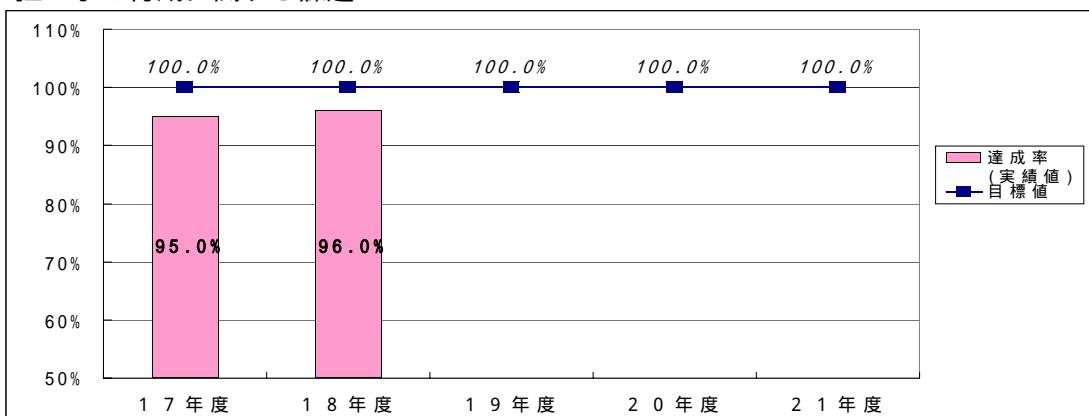
また、「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成16年11月30日農林水産省告示)の第1の1においては、普及指導活動の基本的な課題として、「農業の担い手に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関等で開発された高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行う」ことが位置付けられており、普及事業が担い手の経営発展を支援する条件として重要であることから、本政策分野の目標を、全国の普及センター各々が「担い手に対する技術等の普及」に関する課題ごとに設定した目標のうち、達成率が5割以上となった目標数の割合として、以下のとおり設定することとした。

- a . 担い手の育成に関する課題100%
- b . 技術の普及に関する課題100%

なお、政策分野の目標年度については、目標が、今後10年程度(平成27年)を見通して定められた「食料・農業・農村基本計画」を基礎に設定されていることから、その中間年である平成21年度としたところである。

<目標値と実績値の推移>

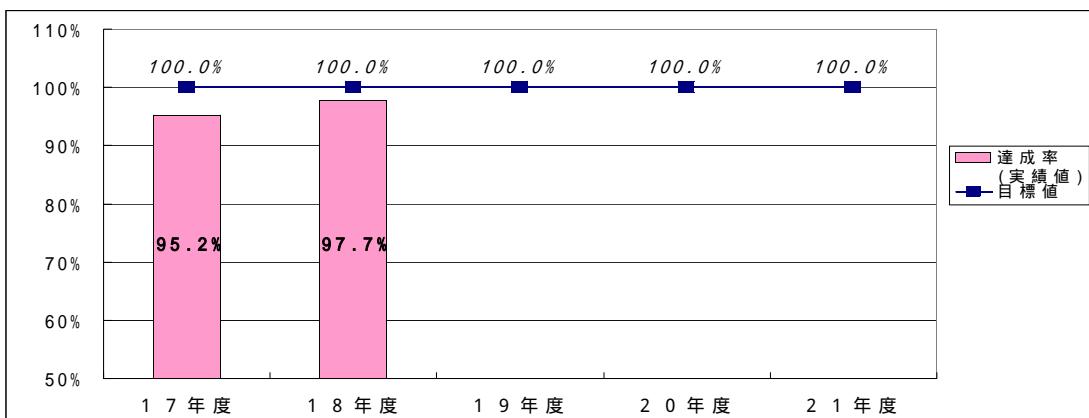
- a . 担い手の育成に関する課題



(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率(実績値)	95.0	96.0			

- b . 技術の普及に関する課題



(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
達成率(実績値)	95.2	97.7			

<目標達成状況の判定方法>

普及事業においては、普及活動を計画的に行うため、普及指導センターにおいて普及指導計画を作成しており、この中で、普及活動として取り組むべき課題と当該課題ごとに到達目標を設定している。

本政策評価では、普及指導センターにおいて設定している普及課題のうち「担い手の育成」及び「技術の普及」に関する課題について、「目標数値に対し実績値が一定水準以上まで到達した目標数が全体の目標数に対してどれだけの割合に達しているか」をもって普及事業の推進状況を推し測る指標とし、当該割合が100%となることを目標とする。

具体的な達成状況の算出については以下のとおり。

1) 各年度において、全国の普及指導センターの1/3ずつを調査対象として選定。

2) 1)で選定した普及指導センターの重点課題から、

a. 担い手の育成に関する課題及び、b. 技術の普及に関する課題について1つ1つの課題毎に設定された各目標の到達割合を計算。 $[(\text{到達割合}) = (\text{実績値}) / (\text{目標値})]$

3) 各目標について、到達割合に応じてA、B、Cにランク分け（ランク分けは国の政策評価の基準を準用し、90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする）を行う。

4) 全調査目標数のうち達成ランクがA又はBの目標数の割合を算出し、普及事業全体の達成度の指標とする。

(達成度の計算式)

$$\cdot \text{達成度} = \frac{[\text{A及びB評価となった(達成率が5割以上の)目標数}]}{[\text{目標数の合計(担い手の育成に関する目標数) + (技術の普及に関する目標数)}]} \times 100(\%)$$

(本年度の達成度)

$$\cdot \text{達成度} = \frac{(510 + 499)}{(531 + 511)} \times 100(\%) = 96.8\%$$

担い手の育成に関する目標総数 : 531
うち A 及び B 評価 : 510
技術の普及に関する目標総数 : 511
うち A 及び B 評価 : 499

<判定方法にかかる改善・見直しの方向>

これまで、上述の方法で普及事業に関する政策評価を行っていたが、17年度政策の評価結果に対するパブリックコメントにおいて、目標の達成基準が低いとの意見があったことから、19年度政策の評価手法について見直しをする予定である。

【参考データ】

(1) 全国の普及指導センター数及び普及指導員数
(18年4月現在)

全国の普及指導センター数 399センター

全国の普及指導員数 8,582名

(2) 政策評価「効果的・効率的な普及事業の推進」に係る調査結果

調査対象普及指導センター数 139センター

調査普及課題数及び目標数

	a. 担い手の育成に関する課題	b. 技術の普及に関する課題	合計
普及課題数	144課題	137課題	281課題
目標数	531目標	511目標	1,042目標

資料：経営局普及・女性課調べ

調査結果の概要
ア 達成状況

達成率(ランク)	a . 担い手の育成に関する課題		b . 技術の普及に関する課題	
	目標数	構成比	目標数	構成比
90%以上(A)	402	75.7%	376	73.6%
50%以上90%未満(B)	108	20.3%	123	24.1%
50%未満(C)	21	3.95%	12	2.35%
合 計	531	100%	511	100%
(A) + (B)	510	96.0%	499	97.7%

資料：経営局普及・女性課調べ

イ 課題の内訳

a . 担い手の育成に関する課題

課 題	課題数	構成比
担い手の体質強化	9 6	6 7 %
・認定農業者の育成・確保	(2 2)	(1 5 %)
・集落営農の組織化・法人化	(2 9)	(2 0 %)
・その他担い手への経営支援	(4 5)	(3 1 %)
新規就農の促進・青年農業者の育成	2 4	1 7 %
その他	2 4	1 7 %

資料：経営局普及・女性課調べ (構成比は四捨五入)

b . 技術の普及に関する課題

課 題	課題数	構成比
革新的な技術等の導入・向上	6 1	4 5 %
農畜産物の品質向上・生産拡大	5 0	3 6 %
その他（環境保全型農業の推進、販売促進等）	2 6	1 9 %

資料：経営局普及・女性課調べ (構成比は四捨五入)

目標 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言

<目標設定の考え方>

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するためには、国だけでなく関係する組織・団体が総力を結集して取り組むことが必要である。

このため、国は、農業協同組合系統組織が相互扶助を目的とする農業者の自主的な協同組織として、その果たすべき役割を充分に果たすよう、次の項目を視点として、その適切な運営に対する指導・助言を行う必要があることから、以下を目標指標として設定することとした。

a . 組合員に充分なメリットを還元する事業運営の推進

農業協同組合系統組織が担い手への経営支援を行っていくためには、消費者に信頼される「JAブランドの確立」、営農指導事業の強化、担い手に実感される生産資材価格の引下げ等により、組合員のメリットの向上に取り組むことが基本。

このため、生産資材コストの引下げへの取組状況、営農指導機能の強化の推進状況等を目標として設定。

b . 農協合併の促進及び組織運営体制整備

農業協同組合系統組織が、担い手を中心とする組合員にメリットを最大限に還元するためには、組織の合理化・効率化が必要。

農業協同組合系統組織においては、組織・事業運営の合理化・効率化を図るため、単協・連合会の組織整備に取り組んでいることから設定。

c . 信用事業の健全性の確保

農業協同組合系統組織は、担い手を含む農業者に対し金融面での経営支援を行っていくため、農業の資金需要の季節性、農業者のニーズ等に則したきめ細やかで信頼される金融サービスを安定的に提供していくことが必要であることから設定。

d . 共済事業の健全性の確保

農業者の営農・生活基盤を安定させるためには、農業者の営農・生活におけるリスクに対し、農協が行う共済事業が、セーフティネットとしての役割を安定的に果たすことが必要であることから設定。

<目標値と実績値の推移>

a . 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進

ア 生産資材のコスト引下げの取組状況

生産資材コスト低減チャレンジプランで定めた重点項目の目標達成状況

16年度	17年度	18年度
-	8項目/11項目中	5項目/10項目中

資料 : 全農調べ

イ 営農指導機能の強化の推進状況

統一的な資格認証試験制度を導入した都道府県農業協同組合中央会数

16年度	17年度	18年度
19	22	22

資料 : 全中調べ

b . 農協合併の促進及び組織運営体制整備

ア 合併等の進捗状況

総合農協合併の推移(各年度末) (単位:JA)

	16年度	17年度	18年度
農協数	887	865	832
合併件数	14	18	17
合併参加農協数	36	40	50

資料 : 全中調べ

イ 経営管理委員会制度を導入した農協数の推移 (単位:JA)

16年度	17年度	18年度
24	31	集計中

資料 : 農林水産省調べ

(参考データ) 農協経営における女性理事参画の促進状況

(単位:JA)

16年度	17年度	18年度
309	368	405

資料 : 全中調べ

c . 信用事業の健全性の確保

ア 早期是正措置の発動状況

(単位:件)

16年度	17年度	18年度
0	0	0

資料 : 農林水産省調べ

イ 破たん時における迅速な処理状況(休業日処理)

16年度	17年度	18年度
破たん事例なし	破たん事例なし	破たん事例なし

資料：農林水産省調べ

d . 共済事業の健全性の確保

早期是正措置の発動状況

(単位：件)

16年度	17年度	18年度
-	0	0

資料：農林水産省調べ（17年度から適用）

<目標達成状況の判定方法>

農業協同組合系統組織の事業については、農協系統自らが目標を設定し、取り組むものであることを前提に、主要な4つの柱（経済、組織、信用、共済）に係る以下の指標を踏まえて、その運営に対する国の指導・助言を総合的に判断する。

a . 組合員に充分なメリットを還元する事業運営の推進

組合員に充分なメリットを還元するためには、生産資材コストの引き下げや、営農指導機能の強化が重要であることから、それらの推進状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

b . 農協合併の促進及び組織運営体制整備

組合員にメリットを最大限に還元するためには、組織の合理化・効率化が必要であることから、合併等の進捗状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

c . 信用事業の健全性の確保

ア 自己資本比率が4%（農林中央金庫は8%）以上確保されているかどうかを監督し、同比率がその基準を下回る場合には経営改善計画の提出・業務の停止等の早期是正措置を発動することから、当該措置の発動状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

（参考）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（出資金、法定準備金、内部留保等）}}{\text{資産勘定の各項目（現金、貸付金、有価証券、固定資産等）}} \times 100\%$$

等に危険率（0～100%）を乗じて得た額の合計額

イ 農協等が破たんした場合には、休業日中（金曜の営業時間終了後から月曜の営業時間開始まで）に貯金者データの名寄せ等の事務処理を完了し、翌営業日には従来どおり金融サービスを提供することが重要であることから、迅速な処理（休業日処理）状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

d . 共済事業の健全性の確保

支払余力比率が200%以上確保されているかどうかを監督し、同比率がその基準を下回る場合には経営改善計画の提出・業務の停止等の早期是正措置を発動することから、当該措置の発動状況を「判断に用いる指標・データ」として用いて、達成状況を判断。

$$\text{支払余力比率} = \frac{\text{出資金、準備金等の合計額}}{\text{通常のリスクを超えるリスクの合計額}} \times 100\%$$

<判定方法にかかる改善・見直しの方向>

これまで、上述の方法で目標達成状況の判定を行ってきているが、「判断に用いる指標・データ」の継続的な把握が困難となっている項目もあることから、19年度政策の評価に当たっては、より適切な指標・データの使用についても検証の上、見直しをする予定である。

【参考データ】

(1) 農協系統二段階の自己資本比率

	農協	信連	農林中金
15年度	17.17	15.01	12.9
16年度	17.84	16.1	12.1
17年度	18.2	15.9	12.1

資料：農林水産省調べ及び農林中金調べ
(注)農林中金は連結ベース。

(2) 過去3年間の支払余力比率の推移

	16年度	17年度	18年度
	769.3	840.1	-

資料：農林水産省調べ
(注)18年度の数値については、19年7月末の全共連の総会後に公表。

目標 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用

<目標設定の考え方>

農業災害補償制度は、自然災害が発生した場合に、組合員の支払った掛け金に応じた共済金を支払う公的保険制度であり、被災農家の経営安定上重要な役割を果たしている点を踏まえ、この制度全体が適正に運用されることが求められている。

このため、この目標は、農業共済事業運営基盤の充実強化に関するもので、農業共済組合等の再編整備後の実施体制下の事業運営の状況を評価する観点から設定することとした。

<目標値と実績値の推移>

損害の認定から再保険金の決定までの事務処理を30日以内で行った率

(単位:件、%)

	16年度	17年度	18年度
事務処理件数	221	170	215
期間内達成件数	221	167	214
期間内達成割合	100.0	98.2	99.5

資料:農林水産省調べ

(注) %は、小数点以下第2位で四捨五入。

<目標達成状況の判定方法>

被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するという制度の目標を踏まえ、災害の発生状況に応じた共済金支払いの原資となる再保険金の支払状況、及び共済金支払に係る一連の事務のうち、損害高の認定から再保険金の決定までの事務(評価対象事務)を標準事務処理期間内(30日以内)に処理した率¹を踏まえ、共済金の早期支払が確立されているか判断する。

1 [損害高の認定から再保険金の決定までの事務(評価対象事務²)を標準事務処理期間³内(30日以内)に処理した率] = [評価対象事務が標準事務処理期間内に行われた件数⁴] / [全件数] × 100

2 「評価対象事務」については、共済金支払に係る一連の事務のうち、国に連合会当初評価高が届いた日(接受日)から国が再保険金を支払う日(決裁完了日)までに行われる事務のこと。

3 「標準事務処理期間」については、

各事務処理段階に要する期間を積算していくと、最長50日程度となるが、同時並行で進めるなどの努力を行うことにより30日程度になること

当該事務処理を30日で行うことにより共済金支払に関する農家からの要望もほぼ満たされることを踏まえて、30日と設定。

4 評価対象事務を30日以内に処理したものを、「評価対象事務が標準事務処理期間内に行われた件数⁵」として計上。

5 「件数」については、評価対象事務が行われたものについて、共済目的の種類、引受方式及び連合会単位にて計上。

【参考データ】

(1)主な自然災害の発生状況(18年度)

- ア 九州及び中部地方を中心とした、梅雨前線豪雨(6月～7月)
- イ 九州地方を中心とした、台風13号の暴風雨(9月)
- ウ 北海道及び東北地方を中心とした、低気圧による暴風雨(10月)

(2)再保険金の支払状況

(単位:百万円)

	16年度	17年度	18年度
再保険金支払額	59,149	28,524	41,068

資料:農林水産省調べ

2 用語解説

注1 担い手

効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営

注2 普及事業

試験研究機関と農業者との橋渡し役という基本的役割の下、試験研究機関等で行われている技術開発の成果を、普及職員の活動を通して現場に合った形で普及すること等により、農業経営と農村生活の改

善に自主的に取り組む農業者を育成する事業。国と都道府県との協同事業として実施。

注3 知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作権その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報。

(注) 農林水産省政策評価基本計画

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20070402press_1b.pdf

実績評価(政策手段シート)

政策分野	担い手の経営を支援する条件整備
------	-----------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
全国の普及指導センター各々が普及課題ごとに設定した目標のうち、達成率が5割以上となった目標数の割合：100%(平成21年度) a. 担い手の育成に関する課題 b. 技術の普及に関する課題	協同農業普及事業交付金	普及職員の設置 普及指導活動の実施 地域農業改良普及センターの運営等	-	3,597	·全都道府県において、8,582人の普及指導員が設置され、399箇所の普及指導センター等に配置し普及活動を実施(平成18年4月1日現在)。	
	農業経営強化対策事業推進費補助金のうち 新規就農促進総合支援事業費のうち 担い手育成・確保普及支援事業費	集落営農の組織化・法人化を促進するため、集中的な技術・営農支援活動を実施するとともに、担い手の経営における技術革新を支援するため、普及指導センターその他の機関と担い手が一体となって新技术の確立・導入を図る調査研究活動の実施	-	576	·平成18年度の実績は、担い手育成総合支援協議会に対して45,105千円を交付。	
	革新的技術導入・調査研究推進総合支援事業費	普及活動の重点化・高度化を図るために、担い手の育成に必要な革新的技術等の活動事例集等の作成や普及指導員による調査研究活動を踏まえた調査研究会の開催等	·普及指導員の調査研究会等への参加が毎年度の普及指導員数の1/4を目標とする。	14	·平成18年度実績は、(社)全国農業改良普及支援協会に対して14,330千円を交付。平成18年度における調査研究等への参加人数は1,441人(目標達成割合67.2%)。	
	普及活動情報基盤整備事業費	全国の普及センターに対する、普及情報ネットワークを通じた普及活動に必要な技術等各種情報の提供等を実施	·普及情報ネットワークシステムの利用回数：/年(平成19年)	118	·平成18年の実績(ネットワークシステムの利用回数)は、約43万回 なお、平成18年度実績は、(社)全国農業改良普及支援協会に対して110,667千円を交付。	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		革新的農業技術習得研修委託費	(独)試験研究機関における普及職員に対する高度・先進的な技術に関する研修等の実施	・研修受講者の研修目標の達成	31	・研修受講者の研修目標の達成:目標100%に対し、実績は70%。 なお、平成18年度実績は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構に対して24,833千円を交付。(独)農業環境技術研究所に対して770千円を交付。(社)全国農業改良普及支援協会に対して2,850千円を交付。
		普及職員機能強化緊急対策事業費	普及職員に求められる機能を強化するため、普及職員の能力及び資質向上のための研修等を実施	・研修受講者の研修目標の達成	56	・研修受講者の研修目標の達成:目標100%に対し、実績は86%。 なお、平成18年度実績は、(社)全国農業改良普及支援協会に対して52,248千円を交付。
		普及職員自己研修支援体制整備調査等委託費	普及職員の効果的・効率的な自己研修を支援する拠点を整備するため、普及関係文献の調査・整備等を実施	・自己研修拠点施設利用者数の達成(平成21年度) ・自己研修に対する寄与度:90%(平成18年度より毎年度)	6	・自己研修に対する寄与度:70% なお、平成18年度実績は、(社)全国農業改良普及支援協会に対して5,521千円を交付。
		集落営農緊急育成サポートツール開発事業	集落営農の育成確保を急速に推進するため、指導者誰もが簡単に利用できる支援ツールの開発を支援	-	56	・平成18年度実績は、(社)全国農業改良普及支援協会に対して16,176千円、(社)日本農村情報システム協会に対して39,639千円を交付。
		強い農業づくり交付金のうち 担い手の育成・確保のうち 農薬飛散防止普及活動緊急支援	普及活動の重点化を図るため、農薬の飛散防止対策及び低減技術等の普及活動を緊急的・集中的に実施	-	交付金40,506の内数	・平成18年度の実績は、19年10月頃に取りまとめる予定。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		強い農業づくり交付金のうち 担い手への農地利用集積の促進のうち 優良農地確保支援対策等(新技術活用) 優良農地利用高度化支援)	担い手への農地の利用集積や農地の効率的利用を図るため、遊休農地の解消及びその発生防止に向けた技術普及と併せ、新技術導入による農地の利用高度化に資する技術・経営指導を集中的に実施	-	交付金 40,506の 内数	・平成18年度の実績は、19年10月頃に取りまとめる予定。
		農業改良助長法	担い手の育成や環境保全型農業の推進等に資するため、農業に関する普及事業を実施	-	-	・全都道府県において、8,582人の普及指導員が設置され、399箇所の普及指導センター等に配置し普及活動を実施(平成18年4月1日現在)。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言 a. 組合員に充分なメリットを還元する事業運営の推進(・生産資材コストが現状より低下すること・営農指導機能が現状より強化されること) b. 農協合併の促進及び組織運営体制整備(・合併構想の早期実現と経営管理体制の強化) c. 信用事業の健全性の確保(・自己資本比率4%(農林中央金庫は8%)以上を確保すること・破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること) d. 共済事業の健全性の確保(支払余力比率200%以上を確保すること)	JA食料・農業・農村サポート機能活性化推進事業費	農協組織による地域農業の振興を図る事業活動を一層促進するため、全国中央会及び都道府県中央会の活動に対する所要の助成等	・未合併農協の合併促進及び組織運営体制整備 ・生産資材コストの引き下げ ・営農指導機能の強化 ・農協女性正組合員数に占める助け合い組織協力会員数の割合の向上	245	・平成18年度の実績は、223,021千円を交付。	・第151回通常国会において、農協法改正を行い、の措置の周知、適切な運用を進めてきた。また、については、第159回通常国会において、農協系統組織が農協改革に一体となって取り組めるよう全国中央会が共通の目標となる「基本方針」を策定・公表すること、監査機能を全国中央会に集約すること等を内容とする改正を実施。 ・農林中央金庫に対し、業務が健全かつ適切に運営できるよう指導・助言を実施。
	農林漁業団体職員共済組合費補助金	農林漁業団体の事業に従事する職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、併せて待遇の適正を図り、もって優秀な職員をその職域に確保し、農林漁業団体本来の目的を達成せしめるために行う、年金給付等事業に対する補助	-	1,797	・平成18年度の実績は、1,791,269千円を交付。	
	農業協同組合法	農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的として、農業協同組合(単協)と単協を会員とする農業協同組合連合会の事業、管理、監督等について定める 【農協法一部改正の主な内容】 農業法人への正組合員資格の付与、営農指導を農協の第一の事業に位置付け 信用事業を行う農協の業務執行体制強化 農協中央会の監査、指導機能の強化 等	-	-		
	農林中央金庫法	農林中央金庫が業務の健全かつ適切な運営を確保するための指導・助言	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農水産業協同組合貯金保険法	貯金者の保護等を図り、もって信用秩序の維持を図るための農業協同組合等に対する指導・助言	-	-	・農業協同組合等に対し、預金者の保護が図られるよう、適切な指導・助言を実施。
被災農家の経営の安定を図るために農業災害補償制度の適切な運用(・災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること)	農業共済事業事務費負担金	農業共済事業事務費負担金	制度の実施機関たる農業共済団体の基幹的事務費に対してその一定額を負担	-	46,492	・平成18年度実績は、農業共済団体に対して46,492,149千円を交付。 ・全都道府県における、43連合会(職員1,271人)及び294組合等(職員7,612人)により、制度の適正な運営を実施。
			制度の実施機関たる農業共済団体等の事業運営基盤の強化を推進	-	389	・平成18年度実績は、農業共済団体等に対して376,879千円を交付。 ・個々の家畜の診療情報等を電子化し活用するための「家畜診療等情報管理・提供システム」の基幹部分の開発を行い、6団体において農家指導を実施。 ・また、農業共済の加入申込み等の諸手続について、加入希望者に、インターネットを活用した簡易な申込方法を提供するためのシステム開発を実施。
	農業共済事業特別事務費補助金	農業共済団体等における実測による損害評価、評価眼の統一のための実地研修等の推進	-	-	95	・平成18年度実績は、農業共済団体等に対して85,530千円を交付。 ・全都道府県の農業共済団体等において、実測による損害評価、評価眼の統一のための実地研修等を実施。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農業共済組合連合会等交付金	農家が負担する共済掛金についてその一部を国庫が負担	-	20,251	・平成18年度実績は、加入農家に対する共済掛金国庫負担額から再保険料を控除した額19,321,742千円を交付。(加入農家数:農作物2,064千戸、家畜100千戸、果樹117千戸、畑作物90千戸、園芸施設249千戸)
		家畜共済損害防止事業交付金	農業共済組合連合会等が行う特定の疾病の損害防止事業の推進	-	699	・平成18年度実績は、農業共済組合連合会等に対して677,984千円を交付。 ・特定の疾病につき、その検査及び検査に基づく飼養管理指導等の処置により疾病的早期発見・発病の未然防止活動を46都道府県、家畜対象頭数1,165,920頭に対して実施(指定頭数ベース)。
		農業共済団体職員等講習委託費、農業災害補償制度調査委託費	制度の適切な運営を図るための講習及び調査等を実施	-	37	・平成18年度実績は、33,910千円を交付。 ・農業共済専門講習会及び農業共済技術講習会等の講習並びに農業災害補償法に関する調査等を実施(講習会全17回)。
		農業災害補償法	農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てん等を実施	-	-	・農業災害補償制度の適切な運営を通じた災害による損失の合理的な補填等を実施。
その他	被災農林水産業者の持続的な経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	災害により被害を受けた農林水産業共同利用施設の復旧に要する費用の補助を行い、農林水産業の維持を図り、経営の安定に寄与	-	100	・平成18年度の実績は、61件に対して53,246千円を交付。 なお、平成17年度実績は、19,966千円を交付。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	成果手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
農林漁業団体職員の人権意識の向上及び維持	事業実施地区毎の農林漁家の所得の向上(全ての事業実施地区において目標所得の達成)	アイヌ農林漁業対策事業費補助金	アイヌ系農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な施設・機械等を整備	・事業実施地区毎の農林漁家の所得の向上(全ての事業実施地区において目標所得の達成)	425	・平成18年度実績については、目標年度となる平成22年に確定する予定。 なお、平成18年度実績は409,006千円を交付し、7地区で事業を実施。
		人権問題啓発推進事業費	農林漁業団体の職員を対象とした人権問題に関する教育・啓発の推進のための会議の開催及び啓発資料等の作成・配布等を実施	・「事業の実施に伴う人権意識の向上に係る効果率」(人権啓発研修等の受講者のうち人権意識向上に対して効果的であった者の割合)が80%以上 ・「人権意識の向上に向けた組織別の体制の整備率」(全国段階及び都道府県内の農林漁業関係団体のうち人権意識向上に向けた体制を整えている組織の割合)が80%以上	13 29	・平成18年度実績は、36,288千円を交付し、38都道府県及び農林漁業団体4団体で実施。